

問い合わせ先

警備救難部救難課 課長 原 敦

TEL : 099-250-9800 (内線 3250)

平成 21 年 2 月 3 日

第十管区海上保安本部

女性ライフジャケット着用推進員の発足について

(志布志海上保安署管内)

漁業者のライフジャケットの着用を促進するため、2月4日、志布志海上保安署管内で女性ライフジャケット着用推進員が発足します。

1 女性ライフジャケット着用推進員

海上保安庁では、海難など海の事故での死亡・行方不明ゼロを目指してライフジャケット着用推進活動に取り組んでいますが、漁業者については、まだ着用率が低いことから、1月18日、鹿児島海上保安部管内において「女性ライフジャケット着用推進員」(略称 LGL : Life Guard Ladies)を発足したところです。

このたび、志布志海上保安署管内の東串良漁業協同組合所属漁業者の奥様方の御賛同をいただき、十管区管内で2番目となるLGLを発足することとなり、志布志海上保安署長から委嘱することとなりました。

2 委嘱状交付式

LGLの発足に当たり、次のとおり委嘱式を行います。

日時：平成21年2月4日 午後1時30分～

場所：東串良漁業協同組合(鹿児島県肝属郡東串良町川東 5023-10)

委嘱を受けるLGL：24名

なお、委嘱式終了後、午後1時45分から、波見港(東串良漁業協同組合付近岸壁)におきまして、LGLによるライフジャケット着用推進キャンペーンを行います。